

## 役員等の報酬並びに旅費及び費用弁償に関する規則

平成 18 年 1 月 1 日 宮城県社会福祉協議会規則第 10 号  
平成 19 年 4 月 1 日 宮城県社会福祉協議会規則第 26 号  
平成 19 年 6 月 1 日 宮城県社会福祉協議会規則第 28 号  
平成 23 年 6 月 1 日 宮城県社会福祉協議会規則第 51 号  
平成 25 年 3 月 19 日 宮城県社会福祉協議会規則第 60 号  
平成 25 年 6 月 1 日 宮城県社会福祉協議会規則第 64 号  
平成 29 年 1 月 6 日 宮城県社会福祉協議会規則第 89 号  
平成 29 年 3 月 17 日 宮城県社会福祉協議会規則第 93 号  
平成 29 年 6 月 16 日 宮城県社会福祉協議会規則第 94 号  
平成 31 年 3 月 12 日 宮城県社会福祉協議会規則第 115 号  
令和 2 年 3 月 10 日 宮城県社会福祉協議会規則第 127 号  
令和 3 年 3 月 9 日 宮城県社会福祉協議会規則第 137 号

### (目的及び適用範囲)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員並びに委員会委員等（以下「役員等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものとする。

### (委員会委員等)

第 2 条 前条の委員会委員等とは、別表第 1 に掲げる者をいう。

### (報酬等)

第 3 条 会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事のうち常勤の役員には、報酬、通勤手当及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給するものとする。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事のうち非常勤の役員には、勤務実態に即して報酬及び通勤手当を支給することができる。

3 前 2 項の報酬の額は、監事以外の役員については、別表第 2 に定める額の範囲内で、理事会において決定し、監事については、評議員会において決定する。

4 第 1 項の期末手当の額は別表第 3 に掲げる支給割合により算出した額とする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定により報酬等を支給される役員以外の役員等には、別表第 4 に掲げる額の報酬を支給するものとする。

6 監事（学識経験者の監事を除く。）が監査業務等に従事する場合は、別表第 4 の 2 に掲げる額の報酬を支給するものとする。

### (役員の退職慰労金)

第 4 条 第 3 条第 1 項に規定する役員が退職した場合には、その者に退職慰労金を支給することができるものとする。ただし、県等を高齢の勸奨を受けて退職した者及びこの法人の職員であった者には、退職

慰労金を支給しないものとする。

- 2 前項の退職慰労金の支給は、理事会において協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の退職慰労金の額は、退職の日の属する月における報酬月額にその在職月数を乗じて得た額に、2割を乗じて得た額とする。
- 4 前項の在職月数の計算は、30日をもって1月とし、1月末満の端数は切り捨てる。

(重複報酬等の調整)

第5条 宮城県の常勤の特別職の職員及び一般職の職員並びにこの法人の一般職の職員が、この法人の役員等を兼ねている場合においては、その者に報酬等は支給しないものとする。

(支給方法)

- 第6条 第3条第1項及び第2項に規定する常勤及び非常勤役員の報酬等の支給方法については、本会職員等支給規則（以下「給与等支給規則」という。）第10条及び第25条の規定を準用するものとする。
- 2 第3条第1項に規定する常勤役員の通勤手当の額については、給与等支給規則第17条の規定を準用するものとする。
  - 3 第3条第2項に規定する非常勤役員の通勤手当1日当りの額については、前項の規定に基づき算出した額を21で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

(費用の弁償)

第7条 役員等が職務を行うための旅行又は会議等に出席したときは、費用の弁償として本会職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(適用除外)

第8条 この法人の職員で役員等になった者には、別段の定めがない限り、報酬等は支給しない。

(公表)

第9条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員会委員の名称	委員会委員の名称
契約締結審査会の委員	みやぎボランティア総合センター運営委員会の委員
運営適正化委員会の委員	生活福祉資金運営委員会の委員
運営適正化委員選考委員会の委員	宮城県福祉人材センター運営委員会の委員
評議員選任・解任委員会の委員	

別表第2（第3条第3項関係）

役職名	勤務形態	報酬総額（年額）
会 長	非常勤	4,560,000 円
副 会 長	常 勤	7,500,000 円
専務理事	常 勤	6,500,000 円
常務理事	常 勤	6,000,000 円
監 事	非常勤	1,800,000 円

別表第3（第3条第4項関係）

(イ) 期末手当支給割合

基準日	6月1日	12月1日
支給割合	月額報酬× $\frac{222.5}{100}$ × 在職期間割合	左に同じ

(ロ) 在職期間別割合表

在職期間	割合
6 箇月	$\frac{100}{100}$
5 箇月以上 6 箇月未満	$\frac{80}{100}$
3 箇月以上 5 箇月未満	$\frac{60}{100}$
3 箇月未満	$\frac{30}{100}$

別表第4（第3条第5項関係）

役員等の区分	報酬額
理事及び監事	1回につき 11,600円
評議員	1回につき 11,600円
契約締結審査会の委員	1回につき 11,600円
運営適正化委員会の委員	1回につき 11,600円
運営適正化委員選考委員会の委員	1回につき 11,600円
評議員選任・解任委員会の委員	1回につき 11,600円
みやぎボランティア総合センター運営委員会の委員	1回につき 3,300円
生活福祉資金運営委員会の委員	1回につき 3,300円
宮城県福祉人材センター運営委員会の委員	1回につき 3,300円

別表第4の2

役員等の区分	報酬額
監事	監査 1日につき 40,000円

## 役員の報酬等の支給方法に関する内規

役員等の報酬並びに旅費及び費用弁償に関する規則（以下「規則」という。）第6条及び第7条の規定は、下記のとおりのお取り扱いとする。

（常勤及び非常勤役員の報酬等の支給方法）

- 1 規則第3条第1項及び第2項に規定する常勤及び非常勤役員の報酬等の支給方法については、職員の例によるものとする。

（非常勤役員の通勤手当の額）

- 2 規則第3条第2項に規定する非常勤役員の通勤手当の額については、宮城県社会福祉協議会職員給与等支給規則第17条の規定を準用して算出した額を21で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。

（役員の旅費の額）

- 3 規則第7条第2項に規定する役員の旅費の額については、6級職の例による。

附 則

この内規は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年2月1日から施行する。